

# 令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 2 5 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	令和2年6月18日、総務企画常任委員会での請願3号における各委員の発言について、質問に答えていただくことを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p><b>請願の趣旨</b></p> <p>令和2年6月18日の総務企画常任委員会において、本市の最高規範、憲法である安城市自治基本条例関連の4つ請願の審議が行われ、ここで各委員が不採択理由等を述べられました。その発言では法的、論理的な説明がほとんどされておらず、多くの疑問を感じざるをえないものであり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2項に従い意見交換会の開催を求めたところ、大屋明仁議長様の各議員個別に対応してほしいとのご指示に従い、今年7月に書面で議員各位に質問書を提出させていただきました。</p> <p>しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。</p> <p>ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。</p> <p>○質問1・・・二村 守議員の発言について質問します。</p> <p>1、質問で言われた、他自治体が気付き決議をやり直しているのかとの質問ですが、それが分かれば請願に賛同していただけたということでしょうか？ちなみに、ご指摘の自治体は青森市、出雲市、生駒市、横須賀市等はやり直し、議案を上程しない等の対応をしています。</p> <p>○質問2・・・寺沢正嗣議員の発言について質問します。</p> <p>1、以後10年続けても状況は変わらず平行線であり、不毛な論争に労力を割くべきではないと言われるが、今ままでは市職員との議論であり、市職員は公務員として現存する法令を否定できないことはよくご存知なことと思います。ゆえに平行線になることはある意味当然のことではないですか？白山議員の指摘はすべての外的外れで間違っていたということですか？それはどのようなことで、法的、論理的にどのように不適切な指摘だったのかすべてお示し下さい。</p> <p>また、市の答弁はすべての的確で、違法で理不尽なものは無かったとお考えですか？</p>		

2、不毛と言われる理由は何ですか？確かに、過去における白山議員の市とのやり取りが議会と議員に全く生かされていないことが委員会で判明しており、結果的に不毛だったということですか？市長にも議会にもそんな意思も能力も無いし、住民も知らないことだから、市の最高規範、市の憲法が違法で理不尽でも、安城市が潰れるわけでもないし、市長も議員も市職員も誰も条例なんか気にしていないし、責任を取らされるわけでもないし、給料が減るわけでもないことなどを理解して、いい加減諦めろということでしょうか？安城市の議会及び議員は、市長の追認機関として市長に迎合することが役割で正義なのですか？議会の役割、政務をご説明ください。

要

○質問3・・・松本佳栄議員に質問します。

1、総務企画常任委員会の委員長様として、上記の質問について総括した感想をお聞きします。

あわせて、議員の皆さまに誠実にお答えいただくようにご指示・ご配慮をお願い申し上げます。

旨

#### 請願事項

質問にお答えください。

なお、前回の請願4通にて出されたような質問がある場合は、誠実に回答するつもりです。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに請願者に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由で、お寄せいただくことを希望いたします。なお、メールでの回答をする場合のためにアドレスを明記願います。